# 第11回県立高等学校再編振興検討委員会

日 時 平成25年1月28日(木)13:30~16:50

会 場 高知県教育センター分館

出席者 受田浩之委員長、岩原利枝委員、垣内守男委員、川上惠美子委員、 坂本あや委員、澤田靖子委員、宮地貴嗣委員、山﨑實樹助委員 教育長(中澤)、教育次長(中山)、参事兼小中学校課長(永野)、 教育政策課長(岡村)、特別支援教育課長(田中)、生涯学習課長(平野)、 高等学校課長(藤中)、高等学校課企画監(森本)、人権教育課課長補佐(大西)、 高等学校課課長補佐(小野、竹村)、高等学校課再編振興担当チーフ(竹崎)、 同課学校教育企画担当チーフ(高野)、同課定通・産業教育担当チーフ(北村)、 同課指導主事(2名)、同課主幹(2名)

欠席委員 吉岡珍正副委員長、小西砂千夫委員、瀧本豊委員、那須清吾委員、 濱川博子委員、宮上多加子委員、宮﨑育子委員

#### 1 開会

(1) 日程説明、資料確認等

# 【配付資料】

- ① 次第
- ② 座席表
- ③ 資料1-1 第10回県立高等学校再編振興検討委員会の概要(案)
- ④ 資料1-2 第7回県立高等学校再編振興作業部会の概要(案)
- ⑤ 資料2-1 (原案) 県立高等学校再編振興に関する報告
- ⑥ 資料2-2 (原案) 県立高等学校再編振興に関する報告の資料
- 2 内容確認及び報告
- (1) 第10回県立高等学校再編振興検討委員会の内容確認
- (高等学校課企画監:以下 企画監)資料1-1説明
- (受田委員長:以下 委員長)事務局から第10回検討委員会の内容を説明していただいた。今の説明内容について何か意見はないか。

(各委員) 意見なし。

- (委員長) 第10回県立高等学校再編振興検討委員会の内容確認はこれで認めさせていただく。
- (2) 第7回県立高等学校再編振興作業部会の報告
- (高等学校課企画監:以下 企画監)資料1-2説明
- (受田委員長:以下 委員長)事務局から第7回県立高等学校再編振興作業部会の内容 を説明していただいた。今の説明内容について何か質問、意見はないか。
- (坂本委員) P 2 のセに本校と分校を分けて考えることや、普通科と他の学科を分けて 考えることといった表現があるが、本校と分校を分けて考えることという意味は

どんなことを表現しているのか、説明をしてもらいたい。

(企画監)発言した委員にとって、高等学校を考えるときに、新たな視点が多くあったということであった。ひとつの例として書いているわけで、委員自身が本校という考え方、分校という考え方でその学校の集団を見ることが今までなかった。資料を見て、分校と本校との考えや課題、長所、短所が見えてきたということである。特に本校だからこう、分校だからこうだというものではなく、分けた形で見れたということが良かったということである。

(委員長)他にないか。

(各委員) 質問、意見なし。

(委員長) 第7回県立高等学校再編振興作業部会の意見は、こちらでも意識をしながら すべてをこの検討委員会の報告書に盛り込むということではなく、今の状況につ いてのご意見をたまわったということで参考にさせていただく。

#### 3 協議事項

(1)報告書(原案)の検討

(委員長) それでは、3の協議事項(1)「報告書(原案)の検討」に入っていく。ここからが今日の第11回の議論として、時間をかけていきたいメインの部分になる。まず、事務局に報告書の原案についての概要を説明いただき、大項目ごとに検討を進めていきたい。その際、記述内容でよく理解できないところや追加するとよい事項、あるいは改善すべき点などのご意見を伺っていきたいと思う。まず、最初に報告書原案の全体を説明いただいて少しずつ分けて議論を展開していきたい。原案の概略の説明を事務局にお願いする。

(企画監) 資料2-1報告書原案の構成、概略の説明

(委員長) ページの構成から概略を紹介していただいたが、このページの作りに関して は前回の中でも触れているので、ここまではお馴染みかと思う。この後、ひとつ ひとつこの報告書の原案を個別にご議論いただきたい。そういう進み方でよいか。 それでは、区切り方だが、ページの作りからいって、「I はじめに」を一括して 議論していきたい。区切りがついたら、次に「Ⅱ県立高等学校の現状と課題」、 そこでまた区切りがつけば、「Ⅲ新たな県立高等学校再編振興について」という ように前から順番に進めていきたい。ただし、「Ⅲ新たな県立高等学校再編振興 について」の部分は、アラビア数字で区切っていかないといけないと思うのでま ず、「1再編振興の基本的な考え方」を一区切りし、続いて「2再編振興の具体 的な方向性と取組」というところで区切っていきたいと思う。ここの中は更に (1)と(2)、さらには場所によっては①、②というふうに区切りを入れてい った方が適切な部分もあると思うので、このあたりからは更に細切れにしていき たいと思う。そういう風に順番に議論を進めていきたいと思うが、それでよいか。 それでは、Iはじめにの1、2、3まで、具体的に言うと、報告書原案のP1に なるが、P1についてまず見ていきたい。この中についても事務局から少し触れ ていただいて、それから議論していく。

(企画監) 資料2-1P1「Iはじめに」の説明

- (委員長) 概略を説明していただいた。この「Iはじめに」のところで何かお気付きの 点やご意見をいただきたい。意見ということではないが、この後の議論のところ で少し意識しておかなければいけないなと思うのは、今、現状の25年度までの 10年間、実際に計画が進捗している。その進捗している計画の中に「特色ある 学校づくり」という言葉がキーワードとして入っている。このことが、この10 年の間に意識をされたというものである。また、地域と連携した学校の活性化と いう言葉も入っていて、こういった言葉が、26年度以降の10年とどうつなが っていくかということは、我々としてしてきちんと認識しておかないといけない。 これは、今ここでという話ではないが、この後、今、委員会で議論していただい ている中にこの特色ある学校づくりに対比をさせる、あるいは関連する言葉とし て魅力化という言葉が出てくる。この特色づくりと魅力化という言葉を我々とし てはきちんと区別あるいは使い分けを考えておかないといけないのではないか と思っている。それから、地域と連携したという連携に関してもどの程度の連携 なのか、あるいは連携というのはあくまで手段なので連携が目指す目的ではない というところでこの後の26年度以降の10年の再編振興が目指す具体的な取 組について意識をしておかないといけないと思う。連携という言葉は時に何かこ れが目的のように勘違いされることがあるが、決してこれは目的ではない。特に 前段お話した特色あるというところについては、もしかしたら委員の方々も違う 印象あるいは認識というのもお持ちかもしれないが、私個人としては、当該者が 自らの自己評価のもと相対的に他のところと比べて特色と言えるところを自己 訴求しているという形がよくある。その場合は、よくあることだが自らが特色が あると思っていることが、外から見るとそれほど際立っていない、ものづくりな どもそうだがマーケットインの考え方とプロダクトアウトの考え方等と言うが、 特色ある何々という時にともすればプロダクトアウト的な発想をすることはよ くあると思う。この後、魅力化と言っているのはあくまで誰が魅力と感じるのか というのは、外の人だと思う。今、生徒数の減少であるとか、地域内、地域外か ら生徒数をいかに減らないように努力していくかというような目的に対して魅 力化というのを使っているので、あくまで外の方々、生徒、保護者、社会、地域、 こういう方々がそれを魅力に感じなければ、全くその目的は達成できないだろう と思う。そういう意味で、教育の現場をマーケットと捉えるとお叱りを受けるか もしれないが、一つの例として外からの市場的な目から見た魅力化、こういう風 に使っていかないといけないのではないかと私自身は考えている、その点も意識 をしていただいて特色化と魅力化を議論いただければと思う。P1「はじめに」 を説明いただいたが、何かコメント、修正案等はないか。
- (坂本委員) P 1 は基本的に言うと、県教委の方が検討委員会に対してこういう必要性があるのでやりましたよということを表現した形として理解してよいか。私たちは、それを受けてこういうことを検討していこうということだったので、1ページ目については県教委がその必要性をもっていたので、この検討委員会が始まりましたよという形で理解してよいか。

(委員長) そのような認識で結構だと思う。事務局側からコメントはあるか。

- (企画監) この報告書自体が、表紙を見ていただいたら分かるように検討委員会の報告という形である。これを受けて教育委員会が計画案を作っていくわけなので、必要性という部分は資料としては県教委の方から提案をさせていただいたし、必要性というのは検討委員会、作業部会それぞれの方からも意見が出てきて、それをまとめて必要性と書かせていただいたので、元は県教委からかもしれないが、この文章としては検討委員会の文章になる。
- (坂本委員) 少し違うかもしれない。「3新たな再編振興計画策定の必要性」については、県教委の皆さんがこの検討委員会にこういう問題点をもっておりますよという形でご提示いただいたのかなというように理解していたので、まあいいかなと思っていたが、この必要性が私たちの検討委員会が再編の振興計画の必要性をどう感じるかということになると文章に思いをもう少し入れておいた方が良いのではないかと思った。今までの印象から言うと、私たちは一番最初から、検討委員会で何を検討するべきなのかを話した時に、やはり産業教育にこれから力を入れていかなくてはならないのではないかというようなこととか、一次産業をはじめ高知県の今後のあるべき姿をどう高等学校教育が担っていくのかということの大きなテーマがあるのではないかということが話の前段であったと思うので、もしここが本委員会の必要性となるのであれば、そういう方向性になるべきではないかと思う。
- (委員長) 今のコメントに関して、私自身は、これはまだはじめにのところなので、大きな目的、この報告書を書くあるいは再編振興の検討委員会の設置の目的に関しては大きなところでまず書いておいて、今、坂本委員がおっしゃった内容はこの後のⅢ以降のところで基本的にその前提に立って、どういう考え方をもっていくかということで考え方がずっと挙げられて詳しくここに説明されているので、先程の産業振興の関係は産業構造の変化、あるいは社会環境が厳しさを増す中で云々というようなところで、ひっくるめて考えればそれほど強調を新たにする必要はないのではないかと思う。全体の作りのボリュームのバランスというところからの配慮というように考えているのだが、納得いただけないか。
- (垣内委員)単なる形式のことになるかもしれないが、通常、答申などを書く場合、諮問を受けてこういう審議をしてここに答申をするといった格好になると思うので、はじめにの1、2、3これは県教委から受けて私たちが検討した報告をするという感じで最後締めくくったらいいだけではないか。
- (委員長) いろいろなパターンがある。答申の場合、諮問をまず表に書いておいてそして答申という形になるが、いかがでしょうか。前回の報告書のフォーマットに多分合わせているということではあるが、いかがか。
- (企画監) 依頼を受けというところは、P 1 4 おわりにの2 段落目のところに書かせていただいている。 県教委から受けてというところが先にいるのであれば、検討をしなければならないと思うが、トータルとしてはどういう形で受けたかということは、後ろには書かせていただいている。
- (委員長) いろいろな書き方はあると思うが、必ずこうしなければいけないということではないと思うし、両委員がおっしゃる通り、我々が検討した内容というのはど

ういう要請に基づいて検討し、それをどういう形でまとめているか、それを明記しておいた方が良いのではないかというご指摘かと思う。これについては、今の意見も参考にさせていただき、前回の報告書はずいぶん参考にしているのでそのフォーマットも見ながら、少し修正をかけるのであれば追加をさせていただきたいと思うが、それでよいか。

- (教育長) 今の委員さんの話をお伺いして、校正だが、はじめにのところの3の最後だが、新たな県立高等学校再編振興計画の策定が必要として県教育委員会からこれこれこういう依頼があってとりまとめたものというような書き方をして、最後のおわりにのところの2段落目を整理させていただきたい。最初にこれこれこういうことで県教委から依頼があって検討委員会はこれを取りまとめましたとしたらよいと思う。なお、今、気が付いたが、3の1行目に高齢化の進行とあるが、我々が問題にしているのは年少人口の減少である。これに基づいて高等学校の再編をするので、文言の整理をさせていただきたい。
- (委員長)教育長からコメントをいただいた。先程の両委員からご指摘いただいた内容については、そういった反映をさせていただくことでよいか。それでは次にいく。 区切っていってこの部分は二度と受け付けないということではないので、進めていってもし時間的に余裕があれば意見をいただきたい。では、「Ⅱ県立高等学校の現状と課題」であるが、ここについては、1、2、3を続けていきたい。P2~P4である。ここをひとつの区切りとして議論を進めていきたい。では、概略の説明をお願いする。

## (企画監) 資料2-1P2~P4の説明

- (委員長) P 2 ~ 4 は、一つの括りになっている。いま概略を説明していただいた中で、 何か指摘の事項、あるいは意見がありましたらお願いしたい。
- (宮地委員) 3点ある。まず、P3「(3)学校・学科の配置の現状」の普通科、産業系専門学科、総合学科、その他の割合で全国との比較をしているが、先程、坂本委員から話があったとおり、具体的な話になったときに、産業系専門学科というのは県の産業振興計画との連携も含めて高知県としては充実というか頑張っていかなくてはならないことというカラーで、この報告がされるとしたら、全国比較をしてしまうと、全国は普通科が66.2%あって、産業系専門学科が23.4%で、全国と比べると高知県は普通科が少なくて産業系専門学科が多いですね、と、だいたいこういうふうに捉えられてしまうが、あえてここで全国比較を出すということが、良いことかどうなのかと少し疑問になるところである。あえて出すということは、高知県もやっぱりもっと普通科が頑張らないといけないと、もっていきそうな感じがあるので、それが必要なのかということが1点である。

2点目は、P3の「2県立高等学校の課題への対応」の「(1)生徒数の減少」の3行目の一方でからはじまる文書が少し長くて、教員数が少ないことから、危惧されることから、と、「ことから」が2回出てくるところがあるので、具体的に言うと、「教育の質の保証への影響が危惧される」、で一度切って、その後、「よって課題を解決する」、と2文に分けた方がよいと思う。

3点目は、作業部会でも出ていたが、4ページ「3南海トラフ巨大地震への対応」というところが必要かなと、気になるところである。もちろん耐震補強は必要であるが、津波被害とかを想定して、統廃合をする場合には学校の立地場所を考える必要があるというのが、少し無責任な報告でないかなというのを少し思っていて、具体的に統廃合で高台の方に高校を移すということが可能なのかどうか、分かっていることがあればこういう方向もいいのかと思う。私の頭の中でこれができるのかどうかというところがあるので、ここまで書く必要があるかなと思っている。

- (委員長) 今、3点の指摘をいただいた。2つ目は、宮地委員が修正案を提示いただいたので、接続詞を考えれば、先の言い方は妥当だと思う。これは参考にするということでよろしいか。1つ目と3つ目については、少し議論したいと思う。相対的に全国と比較するというこの数値である。
- (教育長) 実を言うとここが少し議論できていないところで、 私どもの方で書き加えて いるところである。まず、宮地委員の産業の振興、産業との連携ということを考 えたときに、専門高校が高知県の産業を担うという考え方はしていない。これら は大学も含めてだと思う。当然普通高校の生徒にも高知県の状況を高校時代から 勉強してもらわなくてはならないと思っている。P4の上の端を見てもらいたい。 大学への進学率、これは23年度の大学等への進学率、これは私立も含めた数字 であるが、高知県の進学率は全国に比べると9%ほど低い現状がある。 そうした ことを考えたときに、普通科と産業系、あるいは総合学科との割合が、今のまま でいいのかという議論が本来は必要である。そういう思いがあってここに書いて いる。高知県としても、全国的な状況を見れば、まだまだ大学等への進学率をあ げていく必要があるのではないか。ならば、普通科と産業系の割合というのがこ のままでいいのか、という投げかけである。こうなった一つの背景には、高知県 の産業界の現状があり、一方で生徒数が減少していく中で、学級数を減らしてい く、つまり、入学定員を減らしていくときに普通科というのは一つの学校で5学 級とか6学級あり、6学級を5学級にするのは簡単である。専門学科というのは 学科1つ1つが分かれており、これを単純に1つの学科をなくすことは難しいこ とである。学校の学科全体を見直してその中で学級を減らしていく対応をしなく てはならない。これは実務的な問題であるが、そうしたことの難しさから、学級 数を減らしていくときに、どうしても普通科の方が減らしやすいから、減ってき ているという側面もあるということもある。
- (委員長) 今のコメントの思いはわれわれもよく理解できた。特に、産業系と普通科の 比率に関して、教育長からお考えをいただいたわけですが、両論的な捉え方とい うのがたぶんあると思う。数字が出て、もし解説を加えると完全に方向を規定す ることになるので、玉虫色と言ったら何なんですけれども、こういった比率を提 示することによって、少しこの状況を示唆しておく、ということは大きな方針を 見出すという意味では、妥当なやり方かもしれない。そんな考え方もあると思う。 それと、1つ産業系の話と普通科の進学の話も出てきたが、一方でこの報告書の 中に、産業系の中でも進学のニーズというのがあってそれに対して、云々という

ことも文章として盛り込まれていると思う。このあたりも二一ズということで多様性が増してきている。それを受けて普通科と産業系の学校の在り方を少し議論をしていく一つのきっかけにこれが位置付けられることがあってもいいのではないかとも思う。これに関して委員の方から何か意見はないか。

- (宮地委員) 私も大学等への進学率については、この数字を見て、ここまで差があるんだなあと思ったところで、一部意見としては、総合学科の在り方なんかも含めて考えていったときに、大学進学の可能性を広めることは必要だと思うので、教育長がおっしゃったことには非常に同感するところである。
- (委員長) その点も含みながらこの報告書を考えていきたい。今の話は、後ろの部分の 各論に関わってくるので、この議論については切らせてもらう。

もう一つは、「3 南海トラフ巨大地震への対応」である。これを別項目にする かどうかである。作業部会でもこのことについての意見があったとの報告があっ た。

- (教育長) これは、教育委員会としてどう取りまとめるかということになる。県立高校の実態をお話すると耐震化工事が急ピッチで行われ27年度までにすべて完了する。なおかつ津波からの避難場所、避難経路の確保にも努めている。生徒の命を守る体制は間もなくできる状況となっている。今後、高等学校教育を考えるときには、単に生徒の命を守ることだけではなく、学校の再開も想定しなければならない。BCPという言葉で表しているが、人生の中の重要な時期に例えば半年間、高等学校教育ができないことは憂慮すべき問題である。統合をするのであれば、そのことも考えたらたらどうですかという意味である。このような考え方もあっても良いかなとして書いている。第1回検討委員会で議論をお願いした時に、南海地震への対応という言葉が入っていたので、それを受けてこのような形にしている。この件については、当然のことであるから、教育委員会で考えなさいということになればそれでもよい。作業部会にもあったように項目として取り上げる必要がないと考えるのなら、最後の「おわりに」の中に津波浸水、BCPの考えをいれていく方が良いとなれば、「おわりに」の中に簡単に示しても良い。
- (委員長)教育長のコメントの通りだと思う。報告書全体の形が見えてきたときにこの 南海トラフの4行については、若干違和感があるところであろう。統廃合を検討 する際という言葉がBCPの前提となっているところがあるので、もう少し工夫 があっても良いと思う。4行だけで書き切れていないということもある。非常に 重要で教育の環境を不幸にも災害が起こった時に可及的速やかに復旧させてい ただき、最短化される、最小化されるということを考えていかなければならない。 我々にとっても重要なポイントである。統廃合というところで枠が係ってくると 違和感が増してくるので少し書きぶりを再度検討させてもらいたい。
- (坂本委員) 第1回の検討委員会で、この考え方は違和感があるとの話があった。その時に、説明があったのは高等学校の生徒も地域の一翼を担っていく立場に立たされるであろうとの話があったと思う。その時の事務局から統廃合の場合には立地条件も視野に入れて考えなければならないとの説明があったと思う。南海トラフについては、教育の議題にそぐわないと指摘した時にそのような発言があった。

高等学校に通っている生徒が南海地震に直面する可能性がある時に、被災を受けた地域の一員として地域の一翼を担うことがでてくることが強調されていたと思う。この部分には、速やかに教育環境を維持するとの文言があっても良いのではないかと思う。最初はそのような議論であったと思う。

- (委員長) 今まであまり議論をしていないことが真実である。実際の議論と乖離するので、今の意見を参考にしながら反映させていく。発生時のことは、今後10年スパンで考えている再編振興と異次元であるのでその点を少し加味しながら、再編振興における学校教育の場の継続性という観点の重みを増やしていきながら、ここは修正を加えさせていただくことでよろしいか。宮地委員からの3つの指摘を整理してきた。それ以外にないか。
- (坂本委員) P 3 の下から 6 行目「また、高知市及びその周辺地域~」のところで、「県内全域から入学希望者があり」とあるが、この県内全域とは公立・私立とあるがこの検討委員会は、県立高校の事を議論している会である。この文章の表現をしているのは、郡部から高知市及びその周辺の県立高校への進学希望者が多いと取るべきか、公立と私学を合わせて進学希望者が多いと取るべきなのか。どうしてこのような表現となっているのか。
- (企画監) 県立の方にも高知市及びその周辺地域にある学校への入学希望者が多いことは事実である。また、この地域には私立も含めて学校が多くあり、規模の大きな学校が集まっていることをこの部分で表現している。高校入試の段階での学区制が撤廃され全県一区となったこともあり、入学希望者がこの地域には多くなっているという事実を書いている。
- (教育長) ここの文は、高知市及びその周辺地域の学校への入学希望者の集中が続けば、 それ以外の地域にある学校の生徒数が更に減少して今まで以上に学校運営に影響がでるということを示している。したがって、公立も私立も含めてここに生徒が集中してくるストロー効果が表れている。私立も公立も含めてこのような状況である。このままいくとこの周辺に影響が出てくるという意味の文章であり、公立も私立も含めて考えている。
- (宮地委員)教育長の発言であれば、希望者がありとのことであったので、もともとニーズがあるから公立・私立を含めて高知市及びその周辺地域には大規模な学校が多くなっており、希望者が多いということになり、公立・私立も含めて高知市及びその周辺地域の学校の定員を増やせばとよいというストーリーになる。県内全体から入学希望者があるという言葉は直したらよいと思う。地域の方々も地域に良い学校があれば地域の学校に進学するが、致し方なく高知市の学校に進学していると思う。そうでない方もいるかもしれないが。
- (委員長) 工夫が必要である。高知市及びその周辺地域には公立・私立の大きな規模の 高等学校が多くなっており、一方では入学希望者が多い実態があるというような 両方が従属していかないような表現が良いのではないか。ここは整理をさせてい ただく。もう一つ、P4「(4)社会環境の変化」の高齢化の進行については文 章を直したらよいと指摘があったので、一部修正していかなければならない。

次に進みたい。ここからは、今まで時間をかけて議論してきた内容となってい

るので本日も時間をかけて議論していきたい。P5の「Ⅲ新たな県立高等学校再編振興について」、「1再編振興の基本的な考え方」を協議していきたい。

(企画監) P5~6の15行目までの説明

- (委員長) P 5 の 9 行目「生徒の将来に向けての基礎を培うためのきめ細やかな指導体制」では「の」が重なっているので工夫が必要である。「生徒の将来に向けた基礎を培うための、きめ細やかな指導体制」で良いのではないか。
- (坂本委員)「(1) 次代を担う人材を育てる教育環境の整備」である。作業部会での意 見でもあったように、「可能性への平等」についてどのように表現し、どのよう に伝えていくかを整理していただきたい。可能性の平等は、県下の距離的ハンデ ィキャップとか地域間格差の問題や、高知市内は大規模校で切磋琢磨できる環境 があるが、郡部では1人や2人になってしまって切磋琢磨できない集団になった ところの問題。これらの問題に対して高知県の県立高校の生徒には、全ての地域 で同じような教育環境を維持していくことを意味して可能性の平等という言葉 があると勝手に解釈している。このことについて、共通認識が必要であると思う。 もう一つは、「(2)生徒・保護者の期待に応える高等学校教育の質の保証」の 下から5行目に「小規模校では、温かい人間的なふれ合い~」との表現がある。 ICTの活用については、以前に言わせていただいた意見とは少しニュアンスが 違う。以前の意見は、切磋琢磨するためにICTを活用するのではなく、可能性 の平等のためにICTを活用していく。以前の会では、高大連携に関しての意見 であったが、郡部には大学がなく距離的ハンディキャップがある。このハンディ キャップを克服することや地域間格差をなくすことに活用できる。1ヶ月に一回、 2ヶ月に一回の連携のところが I C T を活用すれば 1 週間に 1 回になるなど距 離的ハンディや地域格差を克服する手段になるのではないかとの意見であった。 これは、可能性の平等を担保するために、ICTを活用することについて述べた ものであった。このICTの活用が高知県にとって、大事なものになるのではな いかと思っている。集団をフォローするためにICTを活用するものではないと 思っている。
- (委員長)後段の方は、ICTの活用の手段をどのように使うかである。色々な意味で 小規模校がもっている距離的ハンディキャップの部分を補っていくためにIC Tを活用していけばよいという意見であった。「この課題」の「この」の部分が 正確な受け方ではないのではないかという点を踏まえてここも修正していく必 要がある。
- (企画監) この意味は、小規模校でもテレビ会議を利用して地理的な条件だけではなく、 別の地域の人と討論によって少数の集団でも意見を交わすことができるという 意見が以前の検討委員会であった。坂本委員の意見と少し違った表現となってい るので、先程の意見も付け加える。
- (委員長) 今のような意見も以前の検討委員会であった。しかし、ICTを切磋琢磨する道具として使うという意見のウエートは大きくはなかったと思う。これが前面に出る表現は避けた方が良い。

「可能性の平等」に関してである。私が提案した言葉でありこれが正確に受け

とめてもらえていないことについては、責任を感じている。子どもたちの権利として点線枠にあるが、「将来の目標に向かって挑戦することができる機会がすべての子どもたちに保障される」ことが「可能性の平等」だと私は思っている。このことが担保されないケースを考えると、例えば、地理的にあまりにも隔たりがあるために通学したくても通学できない状況がおこれば平等ではないことになる。したがって、このようなことを前提として考えていった結果、現状あるいは統廃合といったことを考えていった時、将来、果たして改編がその子どもたちに対して「可能性の平等」を担保していくかの視点からみて、果たして良い方向なのかどうかという考え方の礎になるであろうという意味でこの言葉を導入した。したがって今の時点でハンディキャップがあり、地理的に云々とかはここのところには盛り込まれていないと考えて良いと思う。更に説明が必要であれば議論が必要である。

- (坂本委員) この「可能性の平等」については、今回の検討委員会の大きな柱となる重要な言葉だと思っている。前回は、「特色ある学校づくり」を進めていきましょうという形で再編計画が行われた。今回は、高知県内の子どもたちの可能性をどう担保していくかがこの検討委員会の一番大きな柱となっている。今まで学校の「特色ある学校づくり」に一生懸命取り組んできたが、結果的に生徒数が増えてきていない。また、将来的にも生徒数が減っていく数字が出てきている以上、高知県の減っていく子どもたちの教育環境を高知県の大人の立場からどう保障していくかについては、委員長の言われた「可能性の平等」をどの地域で生まれ育とうとも高知県としては担保していくんだ、保障していくんだ、ということが大きな柱であると思っている。
- (委員長) 最終的には、この報告書を広く県民の皆様がご覧になって、その趣旨や思いというものを同じように理解していただかないといけないので、理解しづらいということであれば補足しないといけないし、誤解を招くということであれば修正しないといけない。そういう必要性があれば、さらに意見をいただきたい。なければ、ここで休憩をとりたい。

### <休憩>

(委員長) 再開する。それでは「2再編振興の具体的な方向性と取組」の「(1) 魅力 ある学校づくりの推進」の「①普通科」と「②中高一貫教育」について事務局か ら説明をお願いする。

(企画監)「資料2-1」P6~P7を説明

(委員長) 今の説明のところで意見はないか。

(垣内委員) 中高一貫教育の最後のところで、私は今、中高一貫教育校をお預かりしていることから思うのが、最後から2行目に「進学に重点を置いた学校運営を行うために、教育課程の特例の積極的な活用や中学校入学段階の入試の在り方の研究も必要である」とあり、「中学校入学段階の入試の在り方」というのも「進学に重点を置いた学校運営を行うために」から、かかってくるので、私は子どもたち

- の発達段階を考慮した入試の在り方が必要ではないかと思っている。彼らは12歳くらいなので当然、男子と女子では発達過程が随分違う。そういった発達段階が大きくずれている子どもたちを同じ尺度で測っていいのかと疑問をもっている。発達段階を考慮した中学校入学段階の入試の在り方というような言葉を入れてもらったら良いのではないかと思っている。
- (委員長) この入試の在り方については、川上委員から意見をいただいたところだった と思うが、今の発達段階を考慮した入試の在り方の研究というような形になった ときに、発言の意味というか、目指しているものと一致しているか。
- (川上委員)今の入試の内容を十分に把握していないが、入試の在り方に課題があって、 入学してから進学に結びつかないというような子どもがいるという話を聞いた ので、やはり入試の段階で、まず進学を目指したというニーズもあるのであれば、 それを目指した学力を測れるような入試も考えるべきではないかという思いで 発言させてもらった。
- (委員長) ということなので、発達段階を考慮したという垣内委員の意見を、このまま 入れると前と後ろが切れてしまう可能性もあるので、意見を考慮させていただく ということで引き取らせてもらうことでどうか。では、そのように取り扱わせて いただく。他に意見はないか。
- (坂本委員) 中高一貫教育の目的だが、1行目に「連携型中高一貫教育校は、生徒数を確保するために」という表現になっているが、私たち高知県のPTAが説明を受けたこととは大きく違うと思う。6年間をかけて子どもたちに自分を表現できる力を身に付けさせるために、この一貫教育の中学校から高校までの6年間の中で子どもたちを育てていくというようにPTAには、中高一貫教育校の説明があったと思うので、生徒数を確保するために、という表現はちょっとふさわしくないのではないかと思う。
- (委員長) これは、挿入の場所によって、そういう捉え方をするということだと思う。 今、坂本委員が指摘されたとおりで、捉え方として中高一貫教育校の設置目的が、 生徒数を確保するために、というように見えてしまうのは確かにある。したがっ て、そのところを意識して設置目的を加筆し、さらに生徒数を確保するためにと いう文言を後半の方に「高等学校の更なる魅力づくりに取り組む必要がある」の 部分に近づければ、そういった誤解が避けられると思うので、そういう修正案で 検討したい。
- (坂本委員) 中学校と高校との連携ということがあるが、ここのところにかかってくるのが生徒数確保ということになると、中高一貫教育が地域の中で浸透しない理由になるので、上手に説明しないと、人数がいなくなるのだったら中高一貫教育校はやらない方が良いという議論が地域の中から出てくるのではないかと思う。私たちがPTAの会の中で説明を受けたときに中高一貫教育は悪くないという話が出ていたので、子どもたちの環境として6年間をかけて育てていくことが非常に良い環境であるのであれば、そういう方向をもうちょっと打ち出してもらうような表現の仕方があっても良いかなという感じがしている。

(委員長) 再度申し上げるが、生徒数を確保するために、の挿入位置が誤解を与えるので、文言を切った方がいいかもしれないが、今の意見を参考にして設置目的を明確にし、意義のある連携型中高一貫教育校において、問題として生徒数の確保というのはあるということが、誤解を招かないよう修正していくことで引き取らせていただく。他になければ「③産業系専門学科」について事務局から説明をお願いする。

(企画監)「資料2-1」P7~P9を説明

(委員長) 今の説明のところで意見はないか。なければ、「④総合学科」、「⑤定時制・通信制課程」、「⑥不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校」について事務局から説明をお願いする。

(企画監)「資料2-1」P9~P11を説明

- (委員長) 今の説明のところで意見はないか。私の方から2カ所、広報していく、という表現があるが、これまでまったく行ってなければ、広報していく、と強調しておけば良いが、これまでも努力していたのであれば、広報活動を強化するとか、活発にとか、積極的にとか、副詞があった方が良いのではないかと思う。
- (垣内委員) 私が校長協会の代表という立場で出ているので、先日の校長会議の際に、この案の提示があって、ある校長から出された意見をお伝えさせていただきたい。 1つ戻るが「③産業系専門学科」に関するところで、農業、工業、商業、水産、 看護等とあるところで、農業のところが文字にしてボリュームが多くて、その他 の学科は大体7行になっているが、何か意図があるのだろうかという話があった。 意図はないと思うが一般的に見て、そのように感じる方もいるかもしれないので 検討してみてはどうかと思う。農業については読んでみると、ちょっと長い文章 があるので、少し整理してみてはどうかと思う。
- (委員長) 垣内委員からの指摘は皆さんも感じているところだと思う。水産などのところがボリュームが少なかったので、そこは意識してバランスは考えたが、産業系を全部イーブンにするのが良いのか、少しアンバランスがあった方が良いのか、そのアンバランスが再編振興検討委員会の議論のウエートを反映しているとするのが良いのか、なかなか難しいところだと思う。いずれにせよ意図的にアンバランスにしているのでは決してないので、先程の意見は我々としてもきちんと受け止めて、最終的にどう表現するか、文章が長い部分もあるというところも考慮しつつ、少し見直したいと思う。
- (坂本委員) 私も1つ戻るが「③産業系専門学科」の「ア産業系専門学科全体」のところに、この委員会で最初に話し合った内容をもう少し入れたらどうかと思う。高知県は海も山も川も全てあるので、総体的に産業が多い地域で、こういう地域に他県から産業を学びに来る人があれば良いということと、移住者が高知県に増えているので、そういうことも含めて考えて行けないか。黒潮町では、農業に係わりたいと希望する若い移住者が増えている。県としても研修制度を取り入れ国の補助金と合わせて月15万円程度研修生に支払っている。補助金を支払ってでも研修生を育てたいと思って取り組んでいる。

産業系専門学科は、県にとって重要な学科であることを加えていただき、各科

の文章量も均等にした方が良いのではないか。

- (委員長) 今の点は、議論があったので反映させていただく。ただ、作業部会の方で、 最初から域外から生徒を集める考え方ではなく、地域内で魅力を訴求しそこから 県外へ波及していくことを考えることが先ではないかとの意向や意見もある。ま た、この検討委員会でも両論が出ている。したがって、県外から生徒を集めるこ とが最初に出ると、これまでの議論とは趣を異にする可能性があるので、少し添 えさせていただくことで今の意見を反映したい。このことを加味して産業系全体 についての後半のところに反映したい。
- (坂本委員) P 1 0 の「不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校」と P 1 1 「これらの生徒に柔軟に対応できる新たな学校の設置」に関して教えてもらいたい。このような学校を新たに新設するのか。学校を統廃合するなどの話が出ている中でこの文言をどのような解釈をすればよいか教えてもらいたい。
- (企画監)検討委員会で、高知北高校に入学を希望したが入学希望者が多く入学できていない生徒がいるという現状があり、これらの入学できない生徒へ対応して欲しいとの意見があった。しかし、高知北高校の施設面等を考えるとこれ以上定員を増やすことができないとの意見や、高知市及びその周辺地域にこのような機能をもった学校を望むとの意見もあった。新たに設置するとか統廃合して新たに設置するとかの具体的な意見は出てきていない状況である。
- (委員長) 指摘があったP10とP11の表現が重複している。重複していることで、可及的速やかに取り組まなければならない重いことのように感じる。重複することから優先順位とし重要であると捉えられる可能性がある。このようなニーズがあることは分かるが、他の項目と比べて早く取り組まなければならないトーンではなかった。表現の方法を重複する点も含めて考え直すことが必要ではないかと感じた。

トーンが強烈にあった意見とそうではないトーンの意見も文章にすれば平滑化されてくる。コントラストが非常に難しい。このことが最後の取りまとめで表れた。重複するとトーンが高く強調されてしまう。P11の部分を設置が望まれると柔らかく表現したいとする私の意見である。

- (坂本委員) この考え方は、教育の質だと思う。学校の在り方ではないと思う。どの学校でもどの地域でもこのようの現状がある。この対策としては、どの学校でもこのような教育に取り組まなければならない。取りだしてどこかの学校で、どこかの地域でやれば解決するわけではない。このような教育を全県的に取り入れることが大切である。県内でカウンセラーが大幅に不足しているとある会で聞いたことがある。このことにより、生徒も保護者も教員も困っている現状があるとのことであった。そのことを踏まえるとこのようなシステムを全ての学校で取り入れることが必要であり、施設や学校を新たに構えることで解決できる問題ではないと思う。
- (委員長) 質の話になっている。この検討委員会の議論では、新しく学校を作ろうとい うトーンでは進んでいない。多様なニーズに対する受け皿として質的に担保しよ

うとすることが全体の方向性である。坂本委員のような考えがメインとしてあるのなら、一つの折衷案としてはP11の5行目から7行目までを削除することではないか。

- (企画監) P 1 0 と P 1 1 の表現が重なっている。今のように新しく設置するように解釈されるなら、P 1 1 の 5 行目からの段落を削除し P 1 0 にまとめる方向で良い。
- (委員長) カウンセリングの強化は、再編振興というところでは馴染まないので、質を高めるなどの言葉で表現できれば先程の意向を受けるということでよろしいか。 再編振興検討委員会の意見が細かすぎると作業部会での意見があるので、このような形でよろしいか。

(企画監) 再考させてもらう。

- (委員長) 学校を新しく作ろうとする考え方がここで明確にされ、皆さんのコンセンサスが得られたものでは決してない。しかし、高知北高校へのニーズが高まっている現状をどのように考えていくかということが重要な検討課題である。そこをどのように受け、文章で表現するかは再考させてもらう。
- (川上委員) 関連して、P10の⑥についてである。この内容は、全ての高等学校で行うべきことと捉えている。一部の学校が、不登校や中途退学を経験した生徒や発達障害等のある生徒に対応できるのではなく、全ての高等学校で対応できるものでなくてはならないと思う。これは、この検討委員会で時間をかけて議論してきたと思う。中学校でもこのような生徒に対する進路指導が課題となっている。⑥の内容については、全ての高等学校で重要視してもらいたい。「このため、~必要である。」の部分で、「授業時間の弾力化」などと同じようにスクールカウンセラーを含めた支援体制の充実をさせていくというような内容を入れて欲しいと思う。
- (委員長) 先程指摘のあった箇所に付け加えれば、しっくりくる。今の意見を反映させることにしていきたい。

次に、P11「(2) 高等学校の質を保証する学校規模の検討」に入っていきたい。「①規模に関する基本的な考え方」について検討していく。

(企画監) P11 8行目からP12 4行目までの説明

(委員長) ここからは、前回の第 1 1 回検討委員会で多くの時間をかけて議論した箇所になる。何か気づいた点や意見はないか。特に、P 1 1 のア、イについては、前回多くの委員から意見をいただいている。ここには、出てきた意見の方向を示している。アの部分では、最低規模に達しない学校について、今後の努力としてどう取り組んでいくかということを地域と連携して、あるべき方向性あるべき姿を示し学校の魅力化や機能を明確にしていき、学校を活性化することを目指して欲しいという前回の意見を入れながら書いている。続く、イの学校の統廃合については、前回のポイントの一つとなっていた。統廃合はやむを得ないが、統廃合とは別に各学校の魅力化が客観的に評価されており学校の意義をそれぞれが認めていただければ、最低規模の例外も認められる学校もありうるということが、前回の意見の中で出た。前回は、委員長中心に述べたものが多かったが、この意向について異論はなかったと思っている。それを受け P 1 1 及び P 1 2 の記述にな

っている。

- (坂本委員)表現である。細かいところにこだわって申し訳ない。生徒数の考え方である。P11(2)①の中の5行目からである。「中央部は~」では、高知市は生徒数が減っていないと読み取れ、10行目からの「また、過疎化が著しく~」では、郡部の方は生徒数がすごく減少していると読み取れる表現となっている。生徒数については県全体的に減っているのでこの表現については注意した方が良いと思う。全体的な生徒数が減っている中で定数問題を考えているので表現方法を考えて欲しい。
- (委員長) 5行目からと10行目からは高知市と郡部地域を対比した文章であるが、地域を区別する表現が少し誤解を招きかねないとの意見であり、再考の要請であった。これについては、見直しをさせていただく。
- (宮地委員) P 1 1のアとイについては、P 1 2の最低規模に関わってくる。前回でも意見を言わせてもらったが、最低規模の基準を変えるということと、適用しないということは違うと感じる。地域の学校を残したい気持ちも分かる。P 1 1 イの「学校の方向性や役割について客観的な評価ができる場合は、最低規模の基準を適用しないこともあり得るという意見があった」とあり、基準を適用しないこともある。P 1 2の③には「地域によっては最低規模の 1 学年 1 学級 2 0 人以上」とあり、これは、基準の変更である。基準も変えて、更に変えた基準も適用しない場合もあるでは、失礼な表現になるが、何でもありとの感じが強い。基準を変えると、基準を適応しないこともあり得る場合もあると双方を報告書に書き込むことは、受け取った県教育委員会が判断に困るのではないと感じている。
- (委員長) もっともな意見である。報告書の先を見ながら議論した方が良いと思うがどうか。この後のP12②、③、④を含めて議論していきたい。その際には、今の宮地委員の意見も含め対応を考えて行きたい。
- (企画監) P12②、3、4の説明
  - \* この時点で検討委員の欠員があり、検討委員会が成立する定足数に満たなくなった。そのため、以後の協議事項についての検討は参考とする。
- (委員長) 今の説明と、先程の宮地委員の意見を含めて整理したい。P 1 1 のアとイについては、基本的な考え方の中で、学校の最低規模と学校の統廃合を全体的な考え方として述べている。しかしながら、指摘があったように学校の最低規模についてP 1 1 のアの中に「集団としての生徒数が必要である」とあるように、最低限に達していない学校においては、生徒数を確保する努力が大切でありと書き、イの統廃合のところでは、「最低規模を適用しない」と書けば、最低規模の制約はなくなったのではと読み取られるとの指摘があった。更に、P 1 2 ②には、適正規模があり、③には、最低規模についての記述がある。規模については本校と分校を分けて考えることが確論的なことであり、前回、劇的な数についての見直しになるのではないかと思うが、1 学年 2 学級以上が、地域によっては 1 学年 1 学級 2 0 人以上とするというような配慮に関する文言が付された。ここが最低規

模の見直しに関する考え方につながる。また、特例条件のことを考えると、最低 規模の基準が形骸化されるのではないかとの懸念の話があった。もう一点意識し てもらいたいことは、本校の最低規模と分校の最低規模は同じになっていること である。地域によってはとの条件が付いているが本校の最低規模と分校との最低 規模が同じになったが、分校の方には、3年に2回という募集停止条件があり、 猶予期間をどうするかの議論をしている。この猶予期間は、本校に対して分校の 最低規模が2分の1であったので、その2分の1の特例を猶予期間によって中和 するという感覚があったと思われる。猶予期間がある分校の方が条件的に厳しい のではないか。今のようなもろもろのことが、整理される必要があって議論が尽 くされていない部分があり、これを今日整理していきたい。本校の最低規模は地 域によっては、1学年1学級20人以上を書き込むということでよろしいか。こ れは、前回ほとんどの委員から賛同をもらっているのでよろしいか。もう一つが、 分校の最低規模である。集団として必要な最低規模は20人以上であるので、こ れを下回る基準になってはいけないので、1学年1学級20人以上としたい。本 校が20名になったので分校の最低規模は10名にする考えもあるかもしれな いが、前回は、最低規模については1学年1学級20人以上を変更する意見はな かった。また、地域の本校と分校の最低規模が一緒になれば分けて考える必要が ないのではないか。

- (企画監)分校の最低規模と猶予期間については、以前説明をさせていただいたが、追手前高校吾北分校と中村高校西土佐分校は第2次実施計画の時期に20名を切る状況になり、募集停止になる状態になっていた。当時は、市町村合併が行われた時期だったので、自治体が大きくなれば生徒数も増える可能性があるのではないかと考えた。この猶予期間は募集停止の条件ではなく、募集停止にならないように生徒数を確保してくださいとの意味で猶予期間を設けた。今の話では、猶予期間が負荷になっているような話になっているが、そもそも猶予期間ができたのは、本来なら募集停止を検討しないといけない状態であるが、猶予期間を設けることにより学校と地域が頑張り学校を維持することにつなげるためであった。猶予期間がなかったのが宿毛高校大月分校で、大月分校の場合は、平成24年度から募集停止となっている。猶予条件の捉え方を違えると逆のことになる。そのことを踏まえて意見をまとめてもらいたい。
- (委員長) 意味は分かるが、3年で2回20名を下回れば募集停止となることは、地域の方々が意識をする基準である。思いとしては、この猶予期間設定により、助かり存続しているとの考え方もあるかもしれない。しかし、実態としては、地域から見れば、この条件によって募集停止が地域の方々にとっては眼前に迫っていると感じる事だと思う。本校と分校との最低規模が同じになったことで猶予期間をどう講ずるか難しい判断だと思う。
- (坂本委員)後先になるが、P13の定時制(昼間部)の最低規模である。最低規模の話になるのなら、定時制(昼間部)も含めて考えていけばよいのではないか。定時制(昼間部)には、最低規模が現在設定されていないが、そこに最低規模を設けなければならないのか。定時制(昼間部)に1学年1学級20人以上と明記さ

れているが、文部科学省には、最低規模が明記されていない。文部科学省が明記していないのなら、高知県が基準を作らなくても良いのではないか。分校が定通課程に改編すれば最低規模の基準がなくなるのではないか。地域が必要とする学校に無理に最低規模を作る必要はない。1つ1つを見ると基準が必要であるが、全体から見ると基準が必要ではないと感じる。

- (委員長)前回議論をしたことである。文部科学省が示す学習指導要領には、集団を通じての活動の必要性が唱えられている。このことから1学年1学級20人は必要であると判断している。社会性を育むことを考えると20人が必要である。定時制の夜間の場合は、学校全体で20人を担保しようとしている。昼間部は、中学校新規卒業生が91.2%を占めることを考えると1学年1学級20人が社会性を育むものと考えられ集団として最低限必要な数であるとしている。20名がミニマムで学年であるか学校であっても最低限の数である。分校の最低規模について20名以下でも良いと考える委員もいる。そこを決めていくのは難しい。もう一度言うが、本校の最低規模は前回の総意であるのでこのP12の③については変更しない。本校の最低規模を考えると、分校の最低規模をどうするか、また、定時制(昼間部)の最低規模をどうするかを考えていかなければならない。
- (坂本委員) 先程の質問に答えてもらいたい。文部科学省が最低基準を示しているかどうかである。
- (教育長)以前は、基準を決めていたが、現在は基準を定めていない。今、議論していることは、学習指導要領に基づいて教科の教育、集団としての教育がある。そうした場合、集団としての教育には、最低20名は必要である。一般的には20人必要である。ただし、集団に馴染めない生徒がいる。このような生徒に対応する学校は、別の基準で見なければならない。国は基準を決めていないが、県として高等学校教育として必要な基準としての最低規模を決めましょう。しかし、集団に馴染めない生徒を対象とした学校には別の基準を決めましょうということが論理構成である。
- (委員長) P 1 3 の定時制(昼間部)に「最低規模は1学年1学級20人以上とすることが望ましい」、定時制(夜間部)に「学校全体の在校生が20人以上とするなど」とあり明確な線と言うよりも提案がされている。玉虫色の表現である。これらを含めて分校をどうするかである。
- (教育長)前回の2次計画で、分校の猶予期間について設定されていたので、今回も同じ形のほうが良いのではないかということでの記述ある。議論を混乱させているのは、猶予期間についての文章だと思う。前回の2次計画ではこれこれこういうことで前回の計画ではこうしてあり、この考え方を維持するべきであるとの形になっているが、20人を切った場合には、ただちに募集停止にするのではなく、これこれでこういうことの考え方でこうしていると記述しておけば誤解は解けるのではないかと思う。

もう一つは、分校の場合という書き方をするのか、現実的に非常に厳しい状況 にある追手前高校吾北分校、中村高校西土佐分校学校の名前を具体的に出す書き 方もある。

- (委員長) 教育長が補足してくださったが、やはりポイントはそうなると思う。猶予期 間の捉え方が両面出てきたり、猶予期間の存在自体が非常に全体を混乱させると いうこと。それから前回の再編の計画にも具体的な学校名が記述されていたと思 うので、今回の場合、まだ、全体を通じてご覧いただいて、具体名が出ていない のにお気付きかと思う。出る部分はあっても、必要に応じて出しているというこ とであれば、問題はないかと思う。分校の場合は2校特定である。ずっと議論し ている中で、少し過激な発言になるかもしれないが、分校と本校の違いは何かと いう話があって、結局校長が、例えば追手前高校の吾北分校の場合は、校長が兼 務なので分校に校長が配置されていない。となれば、分校と本校の違いというの は、その一点に限定されているので、本校と分校を分けずに、極端に言えば分校 を本校にしてしまい、本校扱いにして校長に入ってもらって、そして学校の魅力 化は分校であるよりも本校の方がよほど地域との連携も図れて、校長にもリーダ ーシップをとっていただいて、先程あったように学校の魅力化を大いに訴えてい ただけるなどということがあれば、これも一つの解決策ではないかと個人的には 思っていた。過激な発言と前置きしたが、あまり一般的ではない考え方を話して いることは理解しているが、もはや本校と分校の規模に差が見られない。学校の 魅力化を訴える上で、ひょっとするとこういう考えもありうるということで提起 させていただいた。いかがか。仮に分校についても1学年1学級20名以上が望 ましいということは、今あるように文章で当然残し、その理由も書きこむが、も ともと地域によっては、最低規模云々というようなことがその前の本校の最低規 模にもあるし、また、P11のところの最低限必要な規模に達しない学校では 云々ということも書いてあるので、この猶予期間の記述を完全に取っ払ってしま って、その地域的特性であるとか、地理的特性といったところを考えれば、特例 もあり得るというふうに分校の最低規模の扱いを本校とあるいは本校の特例と いうような形に準じて記述することも可能ではないかと思うがいかがか。
- (宮地委員) 一人だけ違う意見かもしれないが、私は猶予期間というのは分校を残すために機能していると思う。今、委員長がおっしゃったように、これを取っ払ってしまって先程の特例というやり方をしていくと、結局判断する人がなかなか判断できないのではないかと思う。この3年間で満たない年度が2度あるという一つの物差しに照らすということがあるがゆえに判断ができるのではないかと思う。そのやり方をしてしまうと、ちょっと難しいのではないかと思う。逆に言うと、なぜ分校にだけ猶予期間があるのか。本校にはないということからすると、それならば逆に猶予期間を本校にも適用するという方が納得がいく。分校でこれを撤廃するということになると、今まで3年間で2度としてやってきたのに、これからは誰がどうやって判断するのかということになると思う。
- (委員長) 思い切った提案をしないと意見がいただけないので、たまに思いきったことを言っている。今の考えも必要だと思う。先程教育長が提案してくださったように、この猶予期間の取り扱いという取られ方をすれば分校の関係者の方々もこの報告自体をあまり面白くないと思うので、猶予期間の意味というものがあくまでこれが分校に対する猶予であるというニュアンスを一方で出すというのは一つ

の案かもしれない。もう一つ宮地委員の意見からいくと、先程の自分の意見とは 正反対のことを言うが、ファシリテート(会議を効率よく進める)するという意 味で、猶予期間を3年連続というような考え方も導入してもいいのではないかと いう考え方も一方ではしていた。その3年連続で満たない場合にはといった条件 を入れるときに、仮に平成26年から26、27、28年の3年間で学校の魅力 化に関して、地域で議論していただいたうえで、29年度から適用するといった ことになると、これから都合7年間ぐらいで最悪廃校という時間がやってくる。 何を言おうとしているかというと、そうなってくると地域の小学生をもつ親御さ ん、あるいは地域でそういう議論をするということの当事者意識が生まれてきて いて、結果的に産業振興計画で、次回のフォローアップ委員会の中でも議論され るが、来年度、移住というところが県の施策の柱になってくる。子どもの移住を 受け入れるということになった時に、小学生をもっている親御さんが、その地域 に移住してくるかどうかというのは、隠岐島前高校の例でもわかるように、その 地域に公立高校があるというのは大きな安心感を生むと思う。従って、小学生の 子どもをもっているPTAの方々、保護者の方々を当事者として巻き込みながら 同時にその地域の自治体がIターンを受け入れることの施策をどういうふうに 地域で実現していくかというような地域づくりにこの話が連動していくのでは ないかと思う。3年に2回で、もし26年度から導入すると26年、27年でも しかするとダメという可能性もあって、そうなるとその地域のIターンの加速と 産業振興計画との連動がないのではないかというような話になってくるのでは ないかと思う。考え方の拠り所として、産業振興計画の I ターンと連動して小学 生を巻き込む、小学生の親御さんを巻き込むという視点から、そういう落とし所 もあるのではないかと考えていた。結局皆さんも考えていることだと思うが、こ の再編振興検討委員会の考え方は、地域を維持していくためにも、もちろん高校 生の教育ということを中心に据えながら、地域づくり、地域の持続可能性という ことを併せて両立させていきましょうということを皆さん真剣に考え、11回の 議論に臨んでもらっている。従って、廃校にするための基準をつくっているとい う意識はどなたにもないと思うし、この再編振興検討委員会の原案が、そういっ た地域の方々、高校生以外の方々も巻き込んで、地域の持続可能性を議論してい き、地域が良くなるための環境づくりに資するように最後落としていかなければ ならないと思う。これは、拠り所としては非常に大きくて、そう考えると先程の ようなことも思い付きではないということがお分かりいただけると思う。

(教育長) 本校にも猶予期間の適用という考え方もあるのではという話もあった。そういう考え方もあると思うが、実は3年間で2回という分校はもともと2校を具体に想定して、地理的条件、交通の条件を踏まえて何とか残すように努力しなければならないということで、3年間に2回、それは具体に2校を想定している。そういう意味で、先程は具体の名前をということがあった。ですから、本校に適用する場合には、具体の学校を想定しないとこの猶予期間というものが適正かどうか分かりにくくなるのではないかと思っている。それから、もう一つは、この猶予期間を緩めることで、先程委員長からも3年連続という話があったが、3年間

で2回という今の基準よりも一つ緩めるのが2年連続である。その次に3年というのが出てくる。今の場合、隔年でいった場合は駄目である。3年間で2回、例えば15人、20人、15人ときたら駄目である。一つ緩めるとすれば2年連続、もっと緩めると3年連続となる。今回、検討委員会でも、費用対効果のことは抜きにして議論していただいている。すべて教育の視点から考えていただいている。教育の視点から考えた時に、やはり20人を切る集団の中での学びということを考えた時にどうなのか。3年連続というのは少し無理があるような気もするし、悩ましいところである。委員の中で議論していただければと思う。

- (委員長) ありがとうございます。今の教育長の話はよくわかった。もう一つ私も添えさせていただくと、この猶予期間というのが、思いとしてはその2校に対する猶予を設けているという考え方になっているのだけれども、先程教育長がおっしゃったように隔年でも20人を切ってしまうと、それによって廃校に直面する。そのことが地域においては、ある意味、この委員会においても子どもが犠牲になっているなんていう表現があって、例えばある家庭の子どもさんが行くか行かないかによって、20人を切るか切らないという極めて深刻でかつ個人的で、将来に禍根を残すような厳しい選択を迫られているような実態があるのではないかと想像している。ある子ども、あるいはある家庭の判断がその地域の学校の存廃にまで影響してしまうという世界は、教育の現場として妥当なのかという問題提起はぜひさせていただきたいと思う。猶予期間という猶予が不幸な個人的な環境の変化であるとか、権利を奪ったりというところまで行くのであれば、妥当ではないということで、これはぜひ見直していかなければいけないと思う。委員の中からも出ていたと思う。
- (坂本委員) 本校が20人なら分校は半分でもいいのではと思う。本校が20人の定数で見ることになった時に、分校に20人と同じ人数は難しいのではないかという考えである。それと教育長の話にもあったが、分校がなぜそこにあるのかということが地域で議論されて結果が出るべきかと思う。吾北にしても西土佐にしても、地図を見てもやはり遠い。高知市は距離も短く、統廃合しやすい。学校の募集定員が出ていたが、どの学校も1倍を切っている。1倍を超えているところが少ない。ということは今まで大きかった学校も定員が減ってきていて、一つの学校の中に今までだったらもっとたくさん生徒がいた高知市の学校もだんだん学校の数が少なくなって、校庭が広くなって、校舎が広くなっている現状がある。これは高知市も郡部も同じ現状である。ただ、人数は多いところと少ないところがある。学校はその地区の中に必要なのかどうなのか。子どもたちにとってその学校があった方がいいのか、なくなってもいいのかという議論に立つべきである。単に定数だけで判断できないような郡部の現状があるということを知っているので20人は無理だと思う。
- (委員長) 今のようなご意見があるのは当然だと思う。かといって、集団でという教育の前提がこれによってどうなるかという意見もずっと出ている。もしかすると今日は、委員としては半分くらいなので、決着もこの委員の中でなかなか出てこないということだが、時間も限られてきたので、今のような意見を他の委員からもお

聞きしたいが、ただ、次回は決着をつけないと引っ張るわけにもいかないので、 この辺でやるとすると一つの落とし所は、本校は20人ということで皆さんのコ ンセンサスを得ているので、分校については今出たような意見を併記させていた だいて、視点として明記はせずに、望ましいという意見としては20人というの が出ていますので、20人というのを書かせていただいて、しかし、猶予期間の ことも含めて、3年で2回ですぐに廃校ということについては委員からはそれを 問題視する意見も出ているのでそのことも書かせていただく。分校の2校の配置 から見て、教育的環境を奪ってしまう、可能性の平等を担保できなくなることへ の懸念の声があった。それから、3年に2回の猶予期間の規定についても、個人 的な進学の意向が非常に大きな影響を与えるという懸念があった。それと分校の 廃校については地域の持続可能性、特に産業振興計画との関連性においても、教 育的環境の維持という点では両立していないというような懸念、このあたりを考 慮して今後の分校の改廃については検討すべしというような内容も含めていく べきと考えている。それであれば、検討していただく際に考慮すべき視点を明示 しているので地域の納得も得られるのではないか。決着はなかなか着かない。本 校41人、2学級から20人に減らすというのは、この委員会で下された大きな 変更であると思う。これを受けて分校は、こうというのを考えさせていただくと いうことでよろしいか。それでは、今のような内容を書き込んでいただきつつ、 最後に定時制の規定だが、夜間については全校で在校生20人以上とする。ここ は前回それ程反対の意見はなかったと思うが、それで決着させていただいてよろ しいか。

それでは、昼間部の最低規模を初めて盛り込むことについて坂本委員からは異論も出ているが、ここも玉虫色にするならば最低規模は1学年1学級20人とする意見もある、あるいはそうすることが望ましいという意見が出ていたとか、絶対20人ではなくてという表現にやわらげるという考え方もある。ただ、ここは最低規模であってこれによってどうこうなるということにはなっていない。

(坂本委員) さっき教育長が言われたように、基準を設けていないのはなぜかという部分があると思う。今の子どもたちの現状というのが本当に様々な学習歴をもった子どもたちがどこにでもいる。高知市だけではなく、郡部でも同じような課題を本当は各学校がもっているけれどもそれがあまり表に出ない部分もあるし、でも本当は同じことを各学校でやらないといけない。親も先生も悩んでいるし、痛みをもっている子どもも県内にいっぱいいるんだけれども、現実は手立てが足りていない。だから、今学校でも勉強が進みにくかったり、集団が作りにくかったりとかいろんな現状が出ていて、実は高校になってからでは遅い。もっともっと小さい時から全体的に取り組んでいかないと高校に入ったからいい子になるよっていうような特効薬はないわけだから、もっと小さい時から高知県がしっかり子どもの教育環境を整えてやって自然環境の中で育んでいくとかということはとても大事なことだと思うので、そういう地盤があって高校に入ってしっかり勉強しなさいねっていうんだったら子どもたちも勉強もするんでしょうけど、家庭教育から、お金の使い方から、化粧の仕方からいろんなことを高校に来ると先生は

教えないといけない。そういうのが各学校にあるのに定数だけを言っていると、 結局しんどい思いを子どもたちがするので、今、ないところにまで基準を作る必 要はないと思う。文部科学省が基準がなくてもよいと言うんだから、その環境の 中で十分できることをやって、どうしても必要になったら作ったらいいのではな いかと思う。わざわざないものを高知県が独自に作る必要はないというのが私の 意見である。それと、さっき分校の定数の問題が出たが、分校になっている原因 は過疎が一番である。これは距離的ハンディキャップや地理的なハンディキャッ プが子どもたちの教育現場にもち込まれている。子どもには何の罪もない。だけ ど、それを保証できないような状況が今あるのでICTを活用していくというこ とで、先程書き方が悪いよねって言ったが、今回は使わせてもらおうかなと思う が、コミュニケーションがICTでできるって書いてあったのでそういう風な使 い方がICTを使うと議論もできるし、討論もできるし、大学との連携がとれた りするし、そういうのを分校に入れてあげることによって分校の教育環境がもっ ともっと整ってくると思う。だから、高知県と東京都を比較すると高知市と郡部 とを比較することと全く同じことだと思うので、そのあたりを高知県民は頭に入 れてやらないといけないと思う。郡部が高知県ではいけないと思う。高知県は東 京都と対等に今からやっていきましょうと言っているのだから郡部も中央と言 われる高知市と対等にやっていきたいので定数の問題とか人数が少ないという のはいろんなことを駆使してクリアできるのではないかと思う。ICTはこんな 時に使っていただきたいと思っている。

- (教育長)様々なご意見があると思うが、今の坂本委員の意見の中でひとつだけ訂正させていただきたい。分校は、生徒数が減ったから分校になっているわけではない。 生徒が増えてきたからそこに分校を作って、もっと増えたところは本校になっている。 そこまで増えなかったから分校であるということである。
- (委員長)今の点は前回の委員会の時にも本校を分校に変えるというのはあり得ないと いう話で今の教育長の話もあった。いずれにせよ、今の坂本委員から出たご意見 は基本的に分校の議論の中でもこれを維持していくためにはどうしたらよいか、 また、それを地域の持続可能性とつなげていくためにどういう風に地域全体を巻 き込んだ議論にしていくかという話を、先程、私もした。もし、今のような坂本 委員の意向が非常に強く出て、他にそれに対する反対意見がこの委員会の中でな いようであれば、ひとつの落とし所としては、最低規模の設定も必要であるとい うことと、9 1. 2%が中学校の新規卒業生であるということは事実なので、こ ういう部分については書き込ませていただいて、当然、多様性のある子どもたち の受け入れを含めこの最低規模の議論をしなくてもいいように各定時制の昼間 部が生徒の一定の確保を恒常的に実現をしていただいて、それで地域の中での存 在の意義を訴えていただければいいと思うので、そういう風なここでの書き方と いうのをお願いしたいなと委員長としては思うところである。20人という明確 な数は、今の強い反対の意見を受けていったん取り下げさせていただいて、しか しながら全く最低基準がないということではなく先程申し上げたような 91.2%が中学校の新規卒業生である、あるいは一定の集団として高等学校の

教育の質を保証することも考慮すべきであるとかいうような表現で決着をさせていただくという提案だがどうか。

- (企画監) 定時制の昼間部については、12年の報告書を踏まえて15年に計画を策定したが、多部制単位制という概念自体はその時にできた概念で、前に作成された報告の段階では定時制の昼間部の概念がなかったから、昼間部についての規模の基準がないということである。敢えて作っていないわけではないということをご承知おきしてもらいたい。最終的に、今回そういう意見が出ているが、前回の話の中では非常に重要な部分として、高校教育を行う上で集団としての最低規模ということが出ているので、ここの部分も一定配慮した書き方にしなくてはいけないのかなと思うが、それは委員長と相談をさせていただかなければならないと思う。
- (委員長) 今までずっと、他のところで最低規模の20人の必要性の理由ということで 出ているので、そのことを含むような表現の仕方ということで、ここにそのまま 明記するのかどうかはさておき、もしかしたら先程のP11のアのところは学校 の最低規模ということだが、別途、20人の基準を学校教育法の云々とかそうい うところが前提になっているので、それを明確に書けるのであれば書いていただ いて、そしてそのことを考慮するような配慮するようなここでの書き方にすれば、 委員からは納得していただけるのではないか。教育委員会として最低規模を設定 するご意向をお持ちのこともよく理解しているが、それであればそれを受けてこ の後の答申案の原案を実際の計画に落とし込むときにさらに考えていただけれ ばよいと思う。おそらく今のご意向は委員としては県民のご意向ということにな るので、それぞれの地域の代表者の意見を無視することはできないと思う。そう いう落とし所でいかがか。今日はだいぶ時間も過ぎたし、おそらく最後の報告書 の取りまとめに関してかなり議論をしないといけないところが一定決着を見た のではないかと思う。今日いただいた意見並びに修正をかける部分はもう一度事 務局と委員長の責任で、私も一緒に取りまとめをする。非常に産みの苦しみを共 有していただいている委員の皆様とともに最後におわりにのところにもう少し、 どんな激論が交わされたのかいろんな意見について、ここにまだ盛り込まれてい ないような思いなどもしたためさせていただきたければと思っている。そのこと もこちらにお任せいただき修正案をもう一度作らせていただく。この修正案につ いては、最後は抜本的見直しをやるほど最後の委員会で時間的余裕もないしそこ までもどると、年度内手交が難しくなるので、最後微調整をかけさせていただく ということでお願いできればと思う。次回の予定が2月5日である。今日が1月 28日なので急ぎ修正をかけさせていただいたとしても、委員の方々に持って回 るということはまず無理である。今日の議論も踏まえて出来次第、会議の前にお 届けさせていただいて見ていただいたうえで当日臨んでいただくというような ことでよいか。

### (事務局) 了承

(委員長)時間のない中ご苦労をかけるが、そういうことでお願いしたい。進行がなかなか難しく20分も過ぎてしまったが、今日の委員会の決着はここまでとする。

# 事務局にマイクをお返しする。

# 4 閉会

(1) 次回開催日程の確認

第12回県立高等学校再編振興検討委員会 平成25年2月5日(火) 高知共済会館 3階 藤

(2) 諸連絡